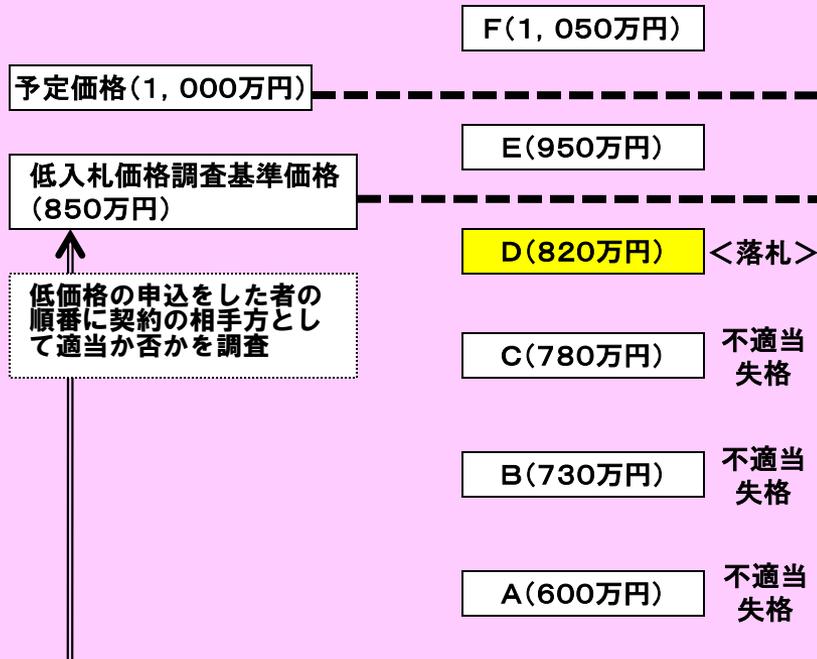


○低入札価格調査制度

工事・製造その他についての請負契約において、①予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又は②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの（地方自治法施行令167の10①）

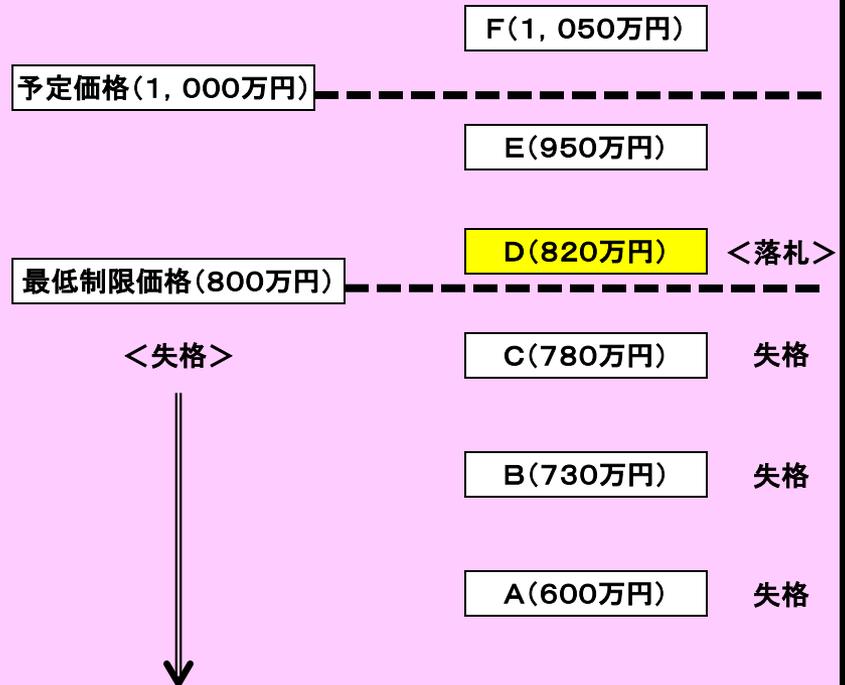
【イメージ図】



○最低制限価格制度

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの（地方自治法施行令167の10②）

【イメージ図】



低入札価格調査制度における価格による失格基準の活用事例

価格による失格基準の具体的な設定方法は、例えば以下のような方法があるが、各地方公共団体の状況に応じて適切に設定することが必要。

（工事の経費項目別の一定割合に相当する価格）

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である経費項目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除した割合が以下の割合を下回る場合は失格

（設定例）

直接工事費の85%、共通仮設費の70%、現場管理費の50%又は一般管理費の20%

（工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計）

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格が予定価格の積算の前提とした費目別金額から以下の式により算出した失格基準を下回る場合は失格

（設定例）

失格基準＝直接工事費の75%＋共通仮設費の70%＋現場管理費の60%＋一般管理費の30%

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の適切な見直し

○低入札価格調査における基準価格の見直し等について(抜粋)

(平成28年3月18日付け総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長の連名要請)

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直していただくようお願いします。

○公共工事の円滑な施工確保について(抜粋)

(平成28年10月14日付け総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長の連名要請)

「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」(平成28年3月18日付け総行行第216号・国土入企第19号)により要請したとおり、平成28年3月の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直すこと。

(参考)低入札価格調査基準価格の見直しについて(国土交通省発注工事)

S62.4~H20.3

設定範囲:
2/3~85%

【計算式】

・直接工事費の額
・共通仮設費の額
・現場管理費×0.20
上記の合計
×1.05

H20.4~H21.3

設定範囲:
2/3~85%

【計算式】

・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.60
・一般管理費等×0.30
上記の合計額×1.05

H21.4~H23.3

設定範囲:
70%~90%

【計算式】

・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.70
・一般管理費等×0.30
上記の合計額×1.05

H23.4~H25.5

設定範囲:
70%~90%

【計算式】

・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.80
・一般管理費等×0.30
上記の合計額×1.05

H25.5~H28.3

設定範囲:
70%~90%

【計算式】

・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.80
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

H28.4~

設定範囲:
70%~90%

【計算式】

・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

○低入札価格調査・最低制限価格制度の導入状況(平成27年3月31日現在、公共工事入札契約適正化調査結果から)

- ・すべての都道府県・政令指定都市でいずれかの制度を導入済み
- ・市区町村でいずれかの制度を導入している団体は、88.4%(H26.4.1現在)から89.5%(H27.3.31現在)に増加